



県 章

滋賀県公報

平成 25 年 (2013 年)
8 月 7 日
号 外 (1)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	4

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成24年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月7日

滋賀県監査委員	野 田 藤 雄
"	平 居 新 司 郎
"	山 田 実 夫
"	谷 口 日 出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成25年6月4日・7月5日
南部県税事務所	平成25年5月21日・7月5日
中部県税事務所	平成25年5月28日・7月5日
東北部県税事務所	平成25年5月27日・7月5日
自動車税事務所	平成25年6月4日・7月5日
南部環境事務所	平成25年5月21日
甲賀環境事務所	平成25年6月3日
東近江環境事務所	平成25年5月28日
湖東環境事務所	平成25年5月23日
湖北環境事務所	平成25年5月27日
高島環境事務所	平成25年5月16日
西部・南部森林整備事務所	平成25年6月24日
甲賀森林整備事務所	平成25年6月3日
中部森林整備事務所	平成25年6月21日
湖北森林整備事務所	平成25年6月18日
南部健康福祉事務所	平成25年5月21日・7月5日
甲賀健康福祉事務所	平成25年6月3日・7月5日
東近江健康福祉事務所	平成25年5月28日・7月5日
湖東健康福祉事務所	平成25年5月23日・7月5日
湖北健康福祉事務所	平成25年5月27日・7月5日
高島健康福祉事務所	平成25年5月16日・7月5日
大津・南部農業農村振興事務所	平成25年6月13日
甲賀農業農村振興事務所	平成25年6月7日

東近江農業農村振興事務所	平成25年 6 月21日
湖東農業農村振興事務所	平成25年 6 月20日
湖北農業農村振興事務所	平成25年 6 月18日
高島農業農村振興事務所	平成25年 6 月12日
大津土木事務所	平成25年 6 月24日
南部土木事務所	平成25年 6 月13日
甲賀土木事務所	平成25年 6 月 7 日
東近江土木事務所	平成25年 6 月21日
湖東土木事務所	平成25年 6 月20日
長浜土木事務所	平成25年 6 月18日
高島土木事務所	平成25年 6 月12日
東京事務所	平成25年 5 月14日

(注) 平成25年 7 月 5 日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

中部県税事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成20年 4 月から正当支給額を上回って支給され、372,925円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

甲賀健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成25年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ716,268円増加し、2,830,848円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成25年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ446,998円増加し、739,998円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

湖北健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成25年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,339,315円増加し、8,760,612円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

湖東土木事務所

河湖占用料等について、平成25年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ315,403円増加し、776,739円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係 (10 件)

- ・ 調定誤りがあるもの (西部県税事務所)
- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料、契約解除に伴う前払金余剰金等について収入未済の解消を求めるもの
(西部県税事務所、西部・南部森林整備事務所、南部健康福祉事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、高島土木事務所)
- ・ 現金の保管方法に適切を欠くもの (大津土木事務所)
- ・ その他収入に係る事務が適当でないもの (南部土木事務所)

(1) 支出関係 (2 件)

- ・ 資金前渡の精算事務が適正でないもの (西部県税事務所)
 - ・ 支出額を誤っているもの (湖東健康福祉事務所)
- (ウ) 契約関係 (20 件)
- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの
(東北部県税事務所、甲賀農業農村振興事務所、南部土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所)
 - ・ 予定価格が適正に作成されていないもの (湖東土木事務所)
 - ・ 入札に係る事務処理が適正でないもの (中部森林整備事務所)
 - ・ 検査・検収が適正になされていないもの
(西部県税事務所、甲賀農業農村振興事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、高島土木事務所、東京事務所)
 - ・ その他契約に係る事務処理が適当でないもの
(大津土木事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所)
- (イ) 工事関係 (2 件)
- ・ 事業計画または設計内容等が適当でないもの (高島土木事務所)
 - ・ 着工前の処置が不十分なもの (高島土木事務所)
- (オ) 財産関係 (8 件)
- ・ 公用車の事故の防止を求めたもの
(南部環境事務所、湖北健康福祉事務所、大津・南部農業農村振興事務所、湖北農業農村振興事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、高島土木事務所)
- (カ) 許認可関係 (1 件)
- ・ 申請および許可事務が適正でないもの (高島土木事務所)
- (3) 留意事項
- 上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。
- (7) 収入関係 (12 件)
- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの (西部県税事務所、中部県税事務所、南部土木事務所)
 - ・ 証紙による収入事務が適正でないもの (湖東環境事務所)
 - ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるものなど
(南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、東近江健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所)
- (4) 支出関係 (7 件)
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの (中部県税事務所、大津・南部農業農村振興事務所、大津土木事務所)
 - ・ 旅費の支給を誤っているもの (西部県税事務所、湖東健康福祉事務所、高島農業農村振興事務所)
 - ・ 補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの (湖北農業農村振興事務所)
- (ウ) 工事関係 (2 件)
- ・ 事業計画または設計内容等が適当でないもの (湖東土木事務所、高島土木事務所)
- (イ) 財産関係 (1 件)
- ・ 物品の不用決定、処分の手続きが適正でないもの (東近江土木事務所)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成25年 5 月14日から平成25年 6 月24日までおよび 7 月 5 日に実施した35機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 「特別徴収」の促進について（各県税事務所）

個人県民税は、市町において個人住民税として賦課徴収され、その徴収方法については、地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収するよう規定されているが、本県では、給与所得者のうち特別徴収している者は74.6%にとどまっており、また県税の収入未済額の概ね 4 分の 3 を個人県民税の収入未済が占めている状況にある。

各県税事務所においては、平成21年度から市町と連携して個人住民税に係る特別徴収への切替の強化に取り組み、一定の成果をあげてきているところであるが、引き続き事業者や関係団体に対して、個人住民税の特別徴収制度の周知徹底を図るとともに、市町が行う特別徴収義務者の指定促進に向けて積極的な支援に取り組まれない。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年 8 月 7 日

滋賀県監査委員	野	田	藤	雄
"	平	居	新	司 郎
"	山	田	実	
"	谷	口	日	出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 執 行 対 象 機 関 名	財団法人系賀一雄記念財団
監 査 執 行 年 月 日	平成25年 1 月11日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年 3 月18日
監 査 の 結 果	滋賀県緊急雇用創出特別推進事業（系賀一雄関連資料デジタルアーカイブ事業）委託において、委託料の対象として明記されていない財団広報誌増刷分を委託料で支払っていた事例が認められたので、適正な契約事務および支出事務に努められたい。
当該監査の結果に基づき「財団法人系賀一雄記念財団」が講じた措置の内容	監査の指摘を受け、平成23年度系賀一雄関連資料デジタルアーカイブ事業委託料の支出事務を再確認した結果、広報誌の増刷経費に係る82,950円が過収入となったことから、平成25年 4 月25日に同額を県に返還した。 今後は関係法令等を遵守し、受託業務の執行にあたり疑義が生じた場合は、県担当課に照会するなどし、再発防止に努めることとしている。
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	（健康福祉部障害福祉課）
	平成25年 3 月13日付けで提出された委託料の修正報告に基づき、当該委託料の額の再精算を行うとともに、超過払いとなった82,950円の納付を通知し、平成25年 4 月25日に同額を収納した。 今後も、適正な契約事務および支出事務が行われるよう指導に努める。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年 3 月18日
監 査 の 意 見	(1) 公社経営への民間人の参画について（滋賀県土地開発公社） 滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）では、中期経営計画（計画期間：平成22～25年度）を策定し、経営の健全化とともに長期保有土地の利活用や、その一環として竜王岡屋地区の工業団地開発等に取り組んでいるところである。しかし、中には利活用の方針が定まらない土地もあり、また、現下の経済状況等から販売予定の工業団地に未売地が発生し、それが長期間にわたる可能性も懸念され、公社の経営を取り巻く環境は厳しいと考えられる。 については、公社においては、引き続き県と緊密な連携・協力を図りつつ、経営全般に対する助言や企業立

地に係る産業界の動向等についての確な情報を得るため、企業経営で実績のある者や専門的知識を有する者などの民間人をさらに参画させるなど、経営体制の強化に努められたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容

今回意見のあったことについては、平成25年度において土地開発公社業務等の見直し方針を策定することとしていることから、この中において公社の現状を踏まえ、今後の対応を検討したい。

なお、公社改革の一環として昭和51年度から企業経営の実績がある方や専門的知識を有する方(理事1名(不動産鑑定士)、監事2名(公認会計士、金融機関役員))を選任し、公社経営に参画いただいているところである。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部企画調整課)

公社の経営の健全化および長期保有土地の利活用については、平成22年3月に「滋賀県土地開発公社改革中期方針」として中期的な取り組み方針を定め、公社ではその具体化を図るため、同年5月に「滋賀県土地開発公社中期経営計画」を策定、継続的経営改善を図っており、特に竜王岡屋地区の工業団地開発については、県と公社が緊密に連携して取り組むこととしており、24年8月からは商工観光労働部企業誘致推進室の職員が、総合政策部新駅問題・特定プロジェクト対策室との兼務体制をとることにより、同事業における企業誘致をさらに進めていくための体制の充実を図ったところである。

なお、平成25年度中には公社のあり方方針の策定を予定しており、監査委員からの意見も踏まえつつ、公社の経営体制強化を図るため、長期保有地の利活用検討を含む公社業務の課題整理・検討を進めたうえで、策定を進めていく。

監査結果報告年月日 平成25年3月18日

監査の意見

(2) 文化産業交流会館の利用者増加対策について(公益財団法人滋賀県文化振興事業団)

公益財団法人滋賀県文化振興事業団は、指定管理者として3施設を管理、運営しているが、その中の文化産業交流会館の平成23年度における利用者・入場者数は前年度比61.7%と非常に低い水準にあり、また、指定管理の運営目標のうちイベントホール稼働率は目標53.0%に対して実績47.9%、有料公演における入場率は目標77.0%に対して実績62.7%といずれも未達成となっている。この要因として新たに取り組んだ専門性の高い邦楽・邦舞の関連事業の不振や同事業の実施により従来の集客力のある事業数が減少したことなどが考えられる。

については、文化産業交流会館は伝統芸能等が多く継承されている地域に立地していることから、こうした地域の特性を活かして、地元関係者や若者を巻き込んだ事業の展開や、集客等にも配慮した県民が親しみやすい一定の大衆性がある事業も併せて企画するなど、一層の利用者数の増加を図りつつ、本県における文化の発信に努められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容

平成24年度は、イベントホールでの鑑賞公演、県内文化ホールとのコラボレーション事業および学校との連携を図る次世代文化芸術推進事業などを積極的に展開し、集客・参加者増加に取り組んだ。また邦楽・邦舞関連事業については、事業内容の質を保ちながら、滋賀県に縁の深い演目や住民参加型のプログラムを組み入れるなど創意工夫を図った。

当該年度における実績は「利用者・入場者数」、「イベントホール稼働率」および「有料公演における入場率」全てにおいて前年度を上回った。

今後も、地元の文化芸術団体や若者との協同事業、県民ニーズに応えた大衆性・集客力の高い事業、専門性の高い邦楽・邦舞関連事業等をバランス良く企画・実施し、賑わいの創出と本県における文化の効果的な発信に努める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部文化振興課)

文化産業交流会館が実施する事業や公演の内容については、同会館の指定管理業務受託者である(公財)滋賀県文化振興事業団が、自己が有するノウハウや専門性を発揮して提案・企画されるものであることから、同事業団に対し、事業や公演内容の地域性、大衆性、芸術性のバランス等について、一層の工夫や検討、改善を行うよう要請した。

また、貸館業務については、過去に利用実績がある方に対するダイレクトメールの送付や電話案内の実施など、同事業団に対し積極的な利用促進策に取り組むよう強く促した。

監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年 3月18日
監 査 の 意 見	
(3) クリーンセンター滋賀の方向性について (財団法人滋賀県環境事業公社)	
<p>財団法人滋賀県環境事業公社 (以下「公社」という。) は、クリーンセンター滋賀 (以下「センター」という。) の厳しい経営状況が続く中、県が策定した基本方針を踏まえ、センターの運営主体として、平成24年3月に健全経営を目指した5年間の中期経営計画を策定し、計画に定めた目標の達成に向けて経営改善に鋭意取り組んでいる。また、急激な搬入量の増加に対応するため、埋立容量を拡張する第2期工事を進めているところである。</p> <p>しかし、第2期工事完了後も、搬入量がこのまま推移すれば数年で満杯になる見込みであり、中期的には当面の搬入量見込に応じて機動的に対応することになるが、センターの埋立計画期間は15年間とされ、平成35年以降の方向性は定まっていない。</p> <p>今後も、経済情勢の変化等に伴う産業廃棄物の発生量など流動的要素は多々あるものの、現状では民間企業による施設整備を期待することは困難であり、また、新たに他の場所で整備する場合は相当な期間を要する。そこで、県内における産業廃棄物の最終処分をめぐる将来の課題に対しては、時機を失することなく、今後も一定の搬入量が見込まれることから、適切な処方針をもって十分な備えをしておく必要があると考えられる。</p> <p>については、大規模災害時の危機管理および産業振興といった行政課題への対応を担う県との連携を密に図りつつ、センターの運営を直接担う事業主体として、また、搬入量の動向に直に接する立場を活かし、第3期工事以降の必要性や計画時期、さらには埋立計画期間満了後の将来像について、経営的な視点から、公社としても積極的に検討を進められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容	
<p>センターの将来的な方向性については、平成29年度以降の経営指針となる次期中期経営計画 (平成28年度策定予定) において具体像を示して行くこととしており、現在この策定へ向けて、24年度末における埋立状況の解析やこれに基づく残余月数の試算、次期工事実施に関する課題の抽出、埋立・排水処理計画に関する課題の抽出など基礎的なデータ蓄積を進めているところである。併せて、ストックマネジメントの導入など長期的視点からの経営改善策も検討しているところであり、県との連携を密に図りながらこうした努力を続けることで、まずは公社の長期的な経営の見通しを明らかにしていく。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部循環社会推進課)	
<p>県としては、平成23年10月に策定した「クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」において、「今後ともこの貴重な資産 (センター) を有効かつ大切に使うことが最終的に県民の利益に資するものと考え」との基本認識を示したところであるが、センターの長期的なあり方を考える前提として、将来に亘る安定的経営基盤を確保することが必要と認識しており、こうした視点から、足下の公社が抱える課題の解決へ向け、中期経営計画に掲げる年度目標の達成に向けた指導・助言、第2期工事の早期実施へ向けた支援、新公益法人制度への円滑な移行へ向けた支援などを継続的に実施した。</p>	

監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成25年 3月18日
監 査 の 意 見	
(4) 中・長期経営計画の着実な進捗について (社団法人滋賀県造林公社)	
<p>社団法人滋賀県造林公社 (以下「公社」という。) においては、平成23年9月に長期の経営見直しおよび目標に関する長期経営計画と、その目標を達成するために必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する中期経営改善計画を策定し、取組を進めているところである。しかし、中期経営改善計画初年度から分収造林契約の変更に遅れがあり、平成27年度から計画される木材生産を見据えた販売方法の検討や販売体制の整備に戦略的に取り組むことが求められており、これらは計画の実現に大きく影響するものである。また、長期経営計画については、林業を取り巻く環境が計画の前提どおりに推移するとは限らず、国の補助制度も将来にわたって担保されたものでもない。</p> <p>については、中期的には毎年度の計画実現に全力を挙げて取り組むことは言うまでもないが、長期的には、今後の林業の動向や社会経済状況の変化等を踏まえ、関係機関等の理解を得て、必要に応じて計画を見直すことも含め、適時適切に対応し公社の経営責任を果たすよう努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容	
分収造林契約の変更について、土地所有者との契約更改にかかる協議を一層進めるため、平成25年4月に契	

約管理課の体制を強化したところである。木材生産を見据えた販売方法の検討や販売体制の整備に向けては、引き続き木材市況の調査を実施するとともに、県産木材流通システムとの連携や市場関係者、大手林業会社との意見交換を進め、計画の実現に向けて取り組んでいる。

また、公社の負担軽減に資する助成制度の実施等について、全国森林整備協会を通じて政策要望を実施している。

長期的な見通しについては、今後の林業の動向や社会経済状況について、一層の情報収集に努めるとともに、中期経営改善計画については、平成25年度が中間年度となることから、平成25年7月開催予定の経営評価委員会の意見等を踏まえながら、計画期間後半に向けて効果的な取組が展開できるよう課題を整理し適時適切に対応していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(琵琶湖環境部森林政策課)
<p>公社に対しては、平成24年8月に地道な取組を積み重ねて中期経営改善計画の目標を達成するよう強く指導を行ったところであるが、特に計画における重要な経営改善事項である分収造林契約の変更等については、毎月、進捗状況の報告を求めるなど、重点をおいた指導を行っているところである。</p> <p>また、県が開催する林業技術や木材流通の研修会、研究成果発表会等への積極的な参加を促すことにより、公社が今後の林業の動向等を情報収集できるよう支援している。</p> <p>平成25年5月には、公社の健全な経営を確保するため、公社に対して平成24年度の中期経営改善計画の達成状況を評価するとともに、平成25年度以降に必要な取組を検討するよう求めた。</p> <p>今後は、公社が実施した評価等の結果に対して、監査委員からの意見も踏まえ、県として必要な指導等を行うことにより、公社が経営責任をしっかりと果たすよう強く求めていく。</p>	

監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の意見	<p>(5) 滋賀食肉公社、滋賀食肉市場の経営健全化について (財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場)</p> <p>滋賀食肉センターは、施設整備および管理運営を財団法人滋賀食肉公社 (以下「公社」という。)、業務運営を株式会社滋賀食肉市場 (以下「会社」という。) がそれぞれ担い、操業から5年を経過しているが、開設以来、赤字が続いている。公社では県から土地の現物出資を受け、財務基盤の確立を図るとともに経営改善に取り組み、一方の会社においても上場頭数等の増加策や手数料の引き上げ、奨励金交付率の引き下げを行うことと併せて、経営改善計画を見直すなどの取組を進めている。しかしながら、平成23年度においても依然として公社4千8百90万円、会社6千2百50万円の単年度赤字となり、とりわけ、会社は経営指標の一つである流動比率が100%を大きく下回り資金繰りに苦慮するなど危険な水準にある。</p> <p>については、公社においては、未利用地を太陽光発電施設用地として貸与するなど努力しているが、引き続き収入確保策に取り組み、一層の経営改善に努められたい。また、会社は存続そのものが危ぶまれる状況にあることから、会社自身の経営努力はもとより、生産者や市場関係者など利害関係人の理解と協力を得て、5～10年の実効性のある中期損益計画の工程表等を早急に策定し、経営改善に向けて着実に取り組まれたい。</p>

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容
<p>1 財団法人滋賀食肉公社</p> <p>平成23年2月に見直した「経営の健全化に関する計画書」に基づき、経営の健全化に向けた取組を進めてきた。加えて、肉用牛売却証明書の発行手数料等の新設やと畜場使用料の改定に向けた検討を開始するなど、更なる収入確保に取組み、経営改善に努めることとしている。</p> <p>2 株式会社滋賀食肉市場</p> <p>平成22年12月に見直した「経営改善計画」に基づき、改善項目のうち着手可能な項目については順次着手してきた。出荷奨励金の縮減や輸出奨励金を廃止するなど歳出削減に努めた。併せて、関係者の理解と協力のもと、と畜解体手数料について、平成25年6月に引き上げを実施した。</p> <p>今後は「経営改善計画」の更なる見直しを行い、この中で中長期的な損益計画と改善策を明らかにすることにより、経営の健全化に向けた取組を着実に進めることとしている。</p>

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部畜産課)
<p>1 財団法人滋賀食肉公社</p> <p>「経営の健全化に関する計画書」の更なる見直しを求めるとともに、海外輸出拠点の地位を確立して県内外から集畜を図り、と畜頭数の増加による健全経営に向けた取組や、利用料金の適正化に向けた検討を実施するよう指導した。</p>	

2 株式会社滋賀食肉市場

株式会社滋賀食肉市場が平成22年12月に見直した「経営改善計画」の更なる見直しを求めるとともに、輸出認定施設としての衛生面の強みを活かした集畜の強化や利用料金の適正化により、経営の健全化に向けた取組を着実に実施するよう指導した。

監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の意見	
(6) 経営の健全化と協会のあり方について(公益財団法人滋賀県水産振興協会)	
	<p>公益財団法人滋賀県水産振興協会(以下「協会」という。)では、基金を設置し、ニゴロブナ等の種苗生産、放流、増殖場施設の管理点検などの事業を行っている。その資金は基金の運用益と県補助金、委託金、寄付等であり、近年はこうした資金で事業費を賄うことができず、積立資産を取り崩して実施する状況が続いており、この状態が継続すると基金が大幅に減少し、事業の継続や、さらには協会の存続自体に影響が及ぶ事態も懸念されるところである。</p> <p>ついては、こうした資源培養事業は琵琶湖漁業振興に大きな役割を果たしているものの、協会においては一層の収支改善を図り、経営の健全化に向けた更なる取組に努められるとともに、今後の琵琶湖漁業振興に対する協会の役割や関わり方の将来の方向性についても検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県水産振興協会」が講じた措置の内容	
	<p>収支の改善、経営の健全化のため、事業内容の見直し、効率的・効果的な事業実施等による経費の節減や効率的な資産運用、稚魚販売による自主財源の確保等に努めている。また、当協会は県と連携して事業を推進してきたところであり、今後の琵琶湖漁業振興に対する協会の役割や関わり方の将来の方向性について県とともに研究していきたい。</p>
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部水産課)
	<p>協会の収支の改善、経営の健全化のため、県の補助や委託事業を通じて、また、協会経営への参画等により、必要な助言等を引き続き行くとともに、これまでから協会は、県との密接な連携の下で事業を推進しており、今後の琵琶湖漁業振興に対する協会の役割や関わり方の将来の方向性について研究していくこととする。</p>

* 措置の内容に記載している団体名等組織名称は報告時点のもの